

## 日本銀行における開示請求手数料及び開示実施手数料等に関する定め

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号、以下「法」という。）第15条及び第17条に基づき、実費の範囲内において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第16条第1項の手数料の額を参酌して、日本銀行における電磁的記録の開示の実施の方法並びに開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を次のとおり定める。

### 1. 開示請求手数料

- (1) 開示請求手数料の額は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。
- (2) 開示請求者が次の①、②のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を1つの開示請求書によって行うときは、(1)の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
  - ① 1つのファイル（本行における能率的な事務の処理および公文の適切な保管に資するよう、相互に密接な関連を有する公文（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合体にまとめたものおよび単独で管理している公文をいう。）にまとめられた複数の法人文書
  - ② 前号に定めるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

### 2. 開示の実施の方法及び開示実施手数料

- (1) 開示の実施の方法は、法人文書の種別に応じ、別表のとおりとする。
- (2) 開示実施手数料の額は、法人文書の種別、開示の実施の方法に応じ、別表のとおり定める額（以下「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更なる開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示を受けた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更なる開示を受ける場合であつて既に開示を受けた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

- (3) (2) のただし書の適用については、次の各号に定めるとおりとする。
- ① 1. (2) に定める複数の法人文書につき、更なる開示を受けるときは、当該法人文書に係る基本額に、先に開示を受けた他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
  - ② 1. (2) に定める複数の法人文書につき、日本銀行と移送先又は移送元の行政機関等の中で分割して開示決定又は部分開示決定が行われる場合は、当該決定が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置をとる。
- (4) 開示の実施を受けた後、当初の部分開示決定が取り消され、又は変更されて、改めて全部開示又は開示箇所を拡げた部分開示を受ける際に納付する開示実施手数料は、次の①、②、③の区分による。
- ① 当初の開示の実施を受けた部分と同一の部分につき、改めて当初の開示の実施と同一の方法によって開示を受ける場合には、開示実施手数料は納付を要しない。
  - ② 当初の開示の実施を受けた部分と同一の部分につき、改めて当初の開示の実施と異なる方法によって開示を受ける場合には、当初の開示実施手数料と比較し、改めての開示実施手数料の方がそれを上回れば差額の納付を要するが、それを下回れば納付を要しない。
  - ③ 当初の開示の実施を受けた部分と異なる部分の開示を受ける場合には、当該異なる部分の開示を更なる開示とみなし、(2) の規定を準用する。

### 3. 開示実施手数料の減免

- (1) 日本銀行は、次の①、②のいずれかに該当するときには、前条に定める額を減額し、又は免除した額を受け入れる。
- ① 日本銀行が、法人文書の開示実施を申し出る者（以下「開示実施申出者」という。）が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき。ただし、減額し、又は免除する額は、開示請求1件につき2,000円を限度とする。
  - ② 日本銀行が、法第9条に定める開示決定等を行う場合に、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。
- (2) 開示実施申出者は、(1) の減免を申請するときは、法第15条第3項又は第5項に定める開示実施申出書又は更なる開示実施申出書とともに、経済的困難の事実を証明する書面を添付した開示実施手数料減免申請書（書式例）を提出しなければならない。

#### 4. 開示請求手数料又は開示実施手数料の納付方法

(1) 開示請求者又は開示実施申出者（以下「開示請求者等」という。）は、日本銀行に対して、開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合には、次の①、②のいずれかにより行う。

① 情報公開窓口における現金の支払い（郵送の場合には、現金書留に限る。）

② 日本銀行が設置し管理する金融機関の口座への振込み

(2) 開示実施申出者は、郵送による法人文書の写しの交付を申出るときは、開示実施手数料を（1）の方法で納付するほか、郵送料を郵便切手で納付する。

以上

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1. 文書又は図画(2.から4.まで又は8.に該当するものを除く。)	(1) 閲覧	100枚までごとにつき100円
	(2) 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧((1)により難しい場合に限る)	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	(3) 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	(4) 複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	(5) 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付((3)または(4)により難しい場合に限る)	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	(6) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	(7) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	(8) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送付	当該文書又は図画1枚につき10円
2. マイクロフィルム	(1) 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	(2) 用紙に印刷したものの閲覧((1)により難しい場合に限る)	用紙1枚につき10円
	(3) 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)

3. 写真フィルム	(1) 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	(2) 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4. スライド(9. に該当するものを除く。)	(1) 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	(2) 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1300円)
5. 録音テープ(9. に該当するものを除く。)又は録音ディスク	(1) 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	(2) 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6. ビデオテープ又はビデオディスク	(1) 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7. 電磁的記録(5.、6. 又は8. に該当するものを除く。)	(1) 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	(2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	(3) 用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	(4) 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	(5) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	(6) 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	(7) 電子メールによる送付	1ファイルにつき210円
	(8) 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	(9) 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ	1巻につき800円(日本産業規格X6135に適合するものについては2500円、

	に複写したものの交付	国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8600円、10500円又は12900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	(10) 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1800円(日本産業規格X6142に適合するものについては2600円、国際規格15757に適合するものについては3200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	(11) 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本産業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1300円又は1750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8. 映画フィルム	(1) 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	6800円(16ミリメートル映画フィルムについては13000円、35ミリメートル映画フィルムについては10100円)に記録時間10分までごとに2750円(16ミリメートル映画フィルムについては3200円、35ミリメートル映画フィルムについては2650円)を加えた額
9. スライド及び録音テープ(スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合)	(1) 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	5200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1. (3)若しくは(4)、2. (3)又は7. (3)若しくは(4)の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

(書式例)

令和〇年〇月〇日

## 開示実施手数料減免申請書

日本銀行 総裁 〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

日本銀行における開示請求手数料及び開示実施手数料等に関する定め3.の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額(免除)を申請します。

### 記

#### 1. 開示決定のあった法人文書の名称等

(開示決定又は部分開示決定通知書の日付及び文書番号)

#### 2. 減額(免除)を求める額

#### 3. 減額(免除)を求める理由

- ①生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ②同一の世帯に属する者のすべての市町村税が非課税であり、手数料を納付する資力がないため。
- ③その他( )

(注) ①、②、③のいずれかに〇印を付してください。

①に〇印を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に〇印を付した場合は、市町村税が非課税であることを証明する書面を添付してください。

③に〇印を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。